

令和5年度

工事監査報告書

国分寺市新庁舎建設工事（設計・施工）

令和6年3月

国分寺市監査委員

# 令和5年度工事監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定による監査

## 第2 監査対象

国分寺市新庁舎建設工事（設計・施工）

監査対象課：政策部公共施設マネジメント課，総務部契約管財課

## 第3 監査の範囲

当該工事に係る計画，契約，設計，積算及び施工等

## 第4 監査の実施期間

令和5年10月26日から令和6年3月26日まで

本監査及び現場調査の実施日：令和6年1月23日

## 第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，経済性，効率性，有効性からも適正に行われているかを主眼とし，下記項目について検証する。

1. 事業目的，法令等に適合し，コスト削減意識を反映した設計となっているか。
2. 積算基準，積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
3. 工事施工計画は適切か。
4. 法令等を遵守し，設計図書どおり施工されているか。
5. 各種検査，材料試験等は適正に行われているか。
6. 現場の安全管理は適切に行われているか。
7. 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。
8. 環境に配慮した施工がなされているか。

## 第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現場調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

なお，技術面については，一般社団法人 東京技術士会に工事監査に係る技術調査業務を委託して実施した。

## 第7 工事の概要

1. 工事件名 国分寺市新庁舎建設工事（設計・施工）
2. 工事場所 国分寺市泉町二丁目 102-9 敷地面積 12,623.72 m<sup>2</sup>
3. 設計施工請負業者 竹中・石本・セット設計特定建設共同企業体
4. 契約金額 9,804,392,161 円（第2回変更契約後）
5. 工期 令和3年3月23日～令和6年10月31日
6. 工事内容  
鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階（免震構造）  
建築面積 4,221.47 m<sup>2</sup> 延面積 21,786.04 m<sup>2</sup>（第2回計画変更通知後）  
ロビー，執務室，会議室，災害対策本部，地下駐車場  
議場，議会関係室，屋外施設等  
電気設備，機械設備，昇降機設備，外溝等
7. 進捗率 56%（令和6年1月末現在）

## 第8 監査の結果

本工事について，監査の着眼点に留意し，国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ，監査時点における当該工事の計画，契約，設計，積算及び施工等は，おおむね適正に執行されているものと認められた。

工事監査に係る技術調査業務を委託した一般社団法人 東京技術士会から提出された「国分寺市新庁舎建設工事監査に係る技術調査業務委託報告書」における技術的所見は，以下のとおりである。

### 1. 調査の総合評価

計画，契約，設計，積算，施工，工事監理，環境管理及び維持管理について，書類調査と現場調査を実施した結果，全体的に良好に事業を実施していると評価する。

### 2. 個別評価

「令和5年度工事監査実施計画」にある監査の着眼点の項目及び契約手続の妥当性について評価する。

#### (1) 事業目的，法令等に適合し，コスト削減意識を反映した設計について

目的が新庁舎建設事業であるため適正に実施され，法令等に適合し，コスト削減意識を反映した設計になっている。

#### (2) 積算基準，積算資料等の整備状況及びその運用について

本工事の場合，公募型プロポーザル方式により業者を選定しているため，一般的な公共工事契約と異なっている。提案上限金額については，十分な検討がなされている。

- (3) 工事施工計画について  
総合施工計画書及び各工種別施工計画書が整備されている。
- (4) 法令等を遵守した設計図書どおりの施工について  
施工については法令等を遵守しており、設計図書どおりに実施されている。
- (5) 各種検査、材料試験等について  
各工程の検査、材料試験等は、適正に実施されている。
- (6) 現場の安全管理について  
安全管理関係書類の整備は適正に実施されており、作業も安全に実施されている。
- (7) 現場周辺住民等への工事災害防止対策について  
全ての工事従事者に現場周辺住民等への災害防止対策が周知され、慎重に施工されている。
- (8) 環境に配慮した施工について  
全ての工事従事者に騒音、振動等の防止が周知され、施工されている。
- (9) 契約手続について  
公募型プロポーザル方式による業者の選定は、適正に手続がなされている。

### 3. 提言事項

#### (1) 建物の基礎工法の選定

言うまでもなく建物の基礎は重要であり、建物の荷重、地質構造・地下水、周辺環境への配慮、工事期間の長短、経済性、施工の難易等の各項目により検討し、選定しなければならない。

本工事では、当初、地盤改良としていたが、地下水を汚染する懸念から直接基礎にしている。

基本計画や基本設計に際して、基礎工法の選定を上記項目で比較検討し、総合的に選定すべきと思われる。

### 4. 推奨事項

#### (1) 基本構想より入念な検討

長期にわたり構想、計画、設計を入念に実施している。例えば、庁舎建設位置について、現庁舎位置案や建設中の位置案を比較検討して決定している。前者については、居ながら施工になることや仮庁舎を建設しなければならない等問題が多い。今後の長期の施政を考慮すれば、現在、建設中の位置が望ましいといえる。

また、計画中において、市民の意見に対して配慮をしている。このように入念に計画、設計していることは、推奨に値する。

#### (2) 市民へのPR

庁舎建設の計画・設計において、市民との懇談会等を9回開催し、市の方針を丁寧に説明し、パブリック・コメントを求めている。また、国分寺市のホームページ

に、構想、計画、設計の状況や業者選定の状況を掲載して市民へのPRに努めている。

このように、建設に関して、各段階の状況を市民にPRしている例はあまり見られない。本事業に関し市民を重視する姿勢は、推奨に値する。

### (3) 安全管理への十分な配慮

本工事現場や安全管理関連の書類を見た結果、下記のこと注目した。

- ・施工体制台帳や建設廃棄物の伝票（マニフェスト）について、紙ベースでは膨大な量になるため、電子データで管理している。
- ・新規入場者教育の資料が丁寧に作成されており、現場の状況を理解する一助となっている。また、現場に材料を搬入するトラックの入場時間を管理し、工事周辺の迷惑車両を防止している。
- ・緊急時の避難訓練として、昨年2回の抜き打ち訓練を実施している。
- ・工事中の建物の廊下両側にプラスチック製の標識を設置し、標識内には材料等の機材を置かないようにしている。

以上、安全管理に十分な配慮をしていることは、推奨に値する。

## 第9 意見

1. 本件は、旧本庁舎が昭和38年に建設されて以来、実に60年ぶりとなる新庁舎建設工事である。工事に当たっては、設計・施工一括発注方式が採用され、基本計画の策定段階からコンストラクション・マネージャーが関与するコンストラクション・マネジメント方式の下に事業管理が行われるなど、国分寺市として新たな手法が用いられている。

技術士による工事監査に係る技術調査報告書において、建物の基礎工法の選定について、複数工法を比較検討した上で総合的に選定すべきであったという提言事項があった。国分寺の名水保全に配慮し、地盤改良ではなく、直接基礎を選定したとのことであるが、基礎工法の選定過程がわかる資料（選定比較表等）を監査時に確認することができなかった。選定理由及び過程について、市民に対する説明責任を適切に果たすことができるようにされたい。

建設工事は令和4年12月に着工したが、着工に先立ち、「国分寺市新庁舎建設基本構想」（平成31年3月）、「国分寺市新庁舎建設基本計画」（令和2年8月）、「国分寺市新庁舎建設基本設計」（令和4年1月）、「国分寺市新庁舎建設実施設計」（令和4年11月）等が策定されている。また、市民アンケートや市民懇談会等が複数回開催されている。市民の声を聴きつつ、基本構想から実施設計の策定に至るまで入念に検討が重ねられており、この点については技術士による工事監査に係る技術調査報告書においても高く評価されている。丁寧かつ着実な事業進行が行われているものと評価する。

2. 「国分寺市新庁舎建設基本構想」では、新庁舎の「基本理念」として、①「暮らしと

命の支えになる」、②「市政が身近になる」、③「国分寺の心を育む」の3つを、また、「基本方針」として、①「頼りがいのある」、②「無駄のない」、③「利用しやすい」、④「開かれた」、⑤「愛着の持てる」、⑥「調和の取れた」の6つを掲げている。

上記基本理念及び基本方針のあらわれとして、新庁舎は、ハード面では、免震構造を採用することにより、災害時に災害対策拠点として、市民の安全・安心を守る機能を持つとしている。また、ソフト面では、これまで長年にわたり市内各所に分散していた行政機能を新庁舎に集約することにより、市民にとって利用しやすく、使いやすい行政サービスの提供拠点としての機能を持つとしている。

基礎自治体である市役所の役割は、地方自治法第1条の2に規定のとおり、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ことにある。新庁舎建設により、市役所が、市民にとって、ハード・ソフトの両面において頼りがいのある・利用しやすい場所となり、市が基礎自治体として果たすべき役割が十分に果たされ、市民の福祉の増進がより一層図られることを期待するものである。

